

10.9 史跡・文化財

10.9 史跡・文化財

10.9.1 現況調査

(1) 調査事項

計画道路では、図 10.9-1 に示すとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地を通過・近接・重複するため、工事の施行に伴う影響が考えられます。したがって、以下の調査項目を選定しました。

- ア 埋蔵文化財包蔵地の状況
- イ 法令による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、図 10.9-1 に示す計画道路が通過・近接・重複する周知の埋蔵文化財包蔵地としました。

(3) 調査方法

ア 埋蔵文化財包蔵地の状況

既存資料の収集・整理を行いました。

イ 法令による基準等

関係法令の基準等の内容を整理しました。

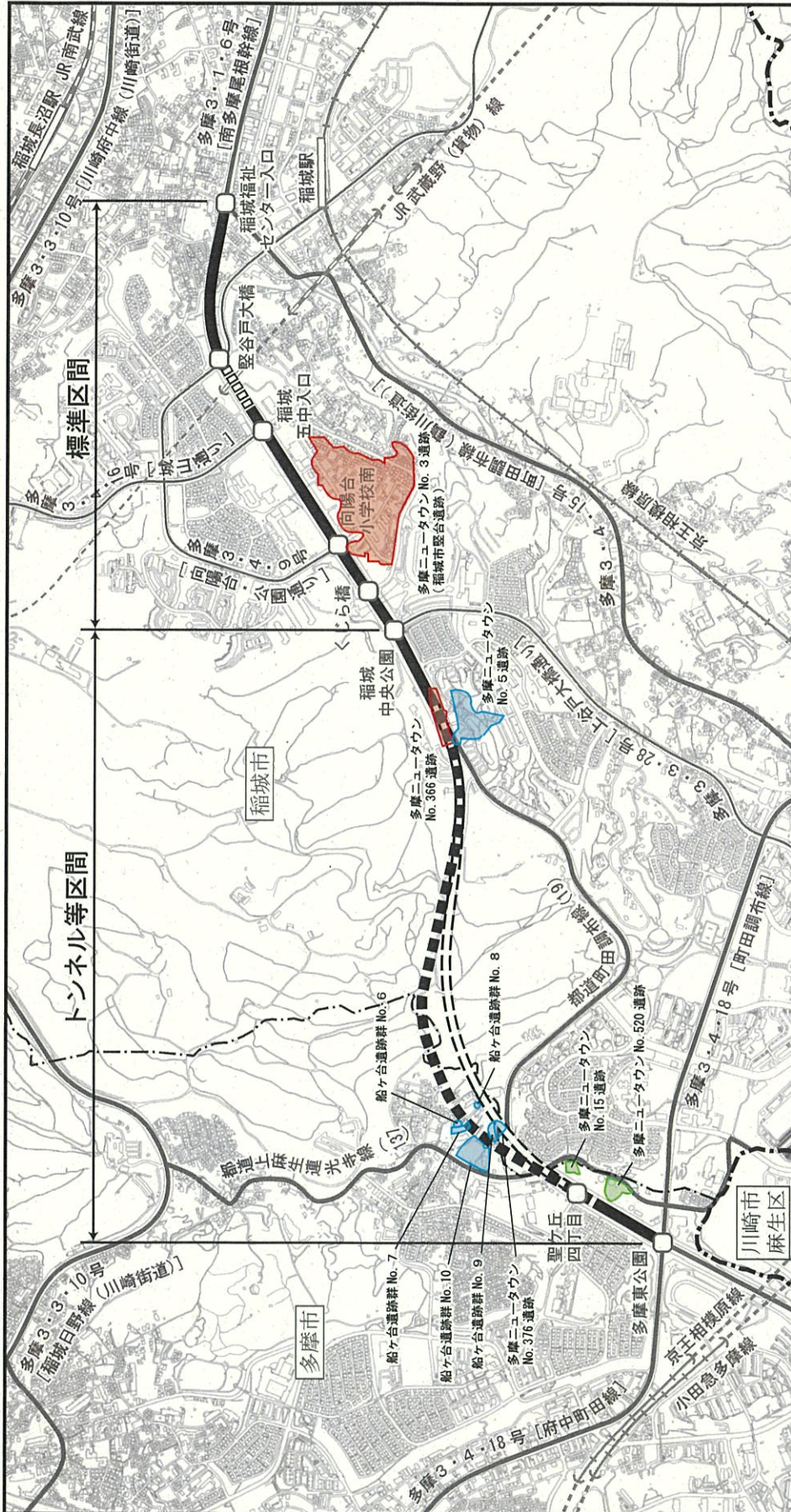
(4) 調査結果

ア 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画道路周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 10.9-1、表 10.9-2 及び図 10.9-1 に示すとおりです。

トンネル等区間では、多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過し、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の 2 箇所、船ヶ台遺跡群 No. 10、No. 9、No. 7、No. 6、No. 8、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の 7 箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。

標準区間では、多摩ニュータウン No. 3 (稲城市堅台遺跡) 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過します。



凡例

- 計画道路 (平面構造)
- 計画道路 (トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
- 計画道路 (トンネル構造 (B案 南側変更))
- 計画道路 (橋梁構造)
- 都県界
- 市界
- 道路 (主要地方道・一般都道)
- 道路 (計画道路と交差する主な市道)

- 交差点
- 鉄道
- 埋蔵文化財包蔵地 (計画道路が通過するもの)
- 埋蔵文化財包蔵地 (計画道路が近接するもの)
- 埋蔵文化財包蔵地 (計画道路が重複するもの)

1:20,000



図 10.9-1 計画道路が通過・近接・重複する埋蔵文化財包蔵地

資料：「東京都建設局情報インテグレーションネットワーク情報サービス」
(平成30年12月閲覧 東京都教育庁ホームページ)

表 10.9-1 計画道路（トンネル等区間）に係る埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

計画道路の 通過・近接・ 重複	名 称	所在地	遺跡の概要	時代
通過	多摩ニュータウン No. 366 遺跡	稲城市 長峰三丁目	[縄文時代]集石 集石土坑 陥し穴 [平安時代]住居 堅穴状遺構 土坑 溝 [中世]～[近世]土坑 井戸 炭窯 溝	[旧石器時代] [縄文時代（早期～後期）] [平安時代][中世] [近世]
近接	多摩ニュータウン No. 520 遺跡	稲城市 若葉台四丁目	[縄文時代]住居跡 墓壙 土器埋設土坑 集石 焼土跡 ピット群 陥し穴土坑 土器捨て場 [平安時代]長方形土坑 円形土坑 [近世]建物跡 炭焼窯 土坑 溝	[縄文時代（早期～中期）] [弥生時代][平安時代] [近世]
	多摩ニュータウン No. 15 遺跡	多摩市 聖ヶ丘五丁目	[縄文時代]土坑	[縄文時代（早期～中期）] [平安時代]
重複	船ヶ台遺跡群 No. 10	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（中期）] [平安時代]
	船ヶ台遺跡群 No. 9	多摩市 連光寺六丁目	—	[平安時代]
	多摩ニュータウン No. 376 遺跡	稲城市 坂浜	—	[平安時代]
	船ヶ台遺跡群 No. 7	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（前期）]
	船ヶ台遺跡群 No. 6	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（前期）] [平安時代]
	船ヶ台遺跡群 No. 8	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（前期）] [平安時代]
	多摩ニュータウン No. 5 遺跡	稲城市 長峰二丁目 長峰三丁目	[縄文時代]住居 集石 土坑 [古墳時代]土坑 [平安時代]住居 焼土 ピット 柱穴群 土坑 溝 工房 [近世]建物 貯蔵穴 土坑 井戸 段切状遺構 墓	[旧石器時代] [縄文時代（早期～後期）] [弥生時代（中期）] [古墳時代] [奈良時代][平安時代] [中世][近世]

注)計画道路の通過とは、計画道路の平面構造が埋蔵文化財包蔵地を通過すること、近接とは計画道路が埋蔵文化財包蔵地と近接していること、重複とは計画道路のトンネル構造が埋蔵文化財包蔵地を通過することをいいます。

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 30 年 12 月閲覧 東京都教育庁ホームページ）

表 10.9-2 計画道路（標準区間）に係る埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

計画道路の 通過	名 称	所在地	遺跡の概要	時代
通過	多摩ニュータウン No. 3 遺跡 (稲城市堅台遺跡)	稲城市 百村	[縄文時代]住居跡 堅穴状遺構 集石 陥し穴 土坑 ピット群 [古墳時代]住居 溝 [奈良時代][平安時代]住居跡 掘立柱建物 址 土坑 溝 製鉄遺構 [中世]土坑 地下式土坑 [近世]土壙 井戸 溝	[縄文時代（前期～中期）] [奈良時代][平安時代] [中世][近世]

注)計画道路の通過とは、計画道路の平面構造が埋蔵文化財包蔵地を通過することをいいます。

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 30 年 12 月閲覧 東京都教育庁ホームページ）

イ 法令による基準等

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為を実施する場合は、文化財保護法に基づき、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。」とされています。

また、工事の施行中に埋蔵文化財等を発見した場合は、その現状を変更することなく、教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切な措置を講じる必要があります。

10.9.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としました。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中としました。

(3) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様としました。

(4) 予測方法

予測方法は、埋蔵文化財包蔵地の分布図と計画道路とを重ね合わせる方法で実施しました。

(5) 予測結果

工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の予測結果は、表 10.9-3 に示すとおりです。

表 10.9-3 工事の施行中の埋蔵文化財包蔵地の予測結果

予測事項	トンネル等区間	
	【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	<p>多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、<u>船ヶ台遺跡群 No. 10、No. 9、No. 7、No. 6、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の6箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。</u></p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は小さいと予測します。</p>	<p>多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、<u>船ヶ台遺跡群 No. 9、No. 8、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の4箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。</u></p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は小さいと予測します。</p>

予測事項	標準区間
工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	<p>多摩ニュータウン No. 3 (稲城市堅台遺跡) 遺跡の1箇所の埋蔵文化財包蔵地を通過します。</p> <p>この埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は小さいと予測します。</p>

10.9.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における、史跡・文化財への影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全措置を講じることとします。

【予測に反映した措置】

- ・ 計画道路が通過、近接または重複する周知の埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。
- ・ 工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。

10.9.4 評価

(1)環境影響の程度

評価の指標は、「文化財保護法等に定める規定を遵守すること」としました。

予測・評価項目、 予測事項	環境影響の程度	
	トンネル等区間	
	【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
【工事の施行中】 工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 史跡・文化財	— 多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、船ヶ台遺跡群 No. 10、No. 9、No. 7、No. 6、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の6箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。 これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。 以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法等に定める規定を遵守すること」を満足します。	— 多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、船ヶ台遺跡群 No. 9、No. 8、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の4箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。 これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。

注)◎印:他の計画案に比べ大いに優れています。—印:他の計画案と同じ又はほとんど差がありません。
 △印:他の計画案に比べ劣っています。 (+)印:他の計画案と比べ優れるものの有意な差ではありません。

予測・評価項目、 予測事項	環境影響の程度	
	標準区間	
	【工事の施行中】 工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 史跡・文化財	多摩ニュータウン No. 3 (稲城市堅台遺跡) 遺跡の1箇所の埋蔵文化財包蔵地を通過します。 この埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。 以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法等に定める規定を遵守すること」を満足します。

(2)環境配慮目標の達成の程度

史跡・文化財における環境配慮目標は、「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月 東京都）における環境の確保に関する配慮との整合を図ることとしました。環境配慮目標の達成の程度を次に示します。

予測・評価項目、 環境配慮目標		環境配慮目標の達成の程度	
		トンネル等区間	
		【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
史跡・ 文化財	歴史的・文化的遺産が存在するところでは開発に当たって適切に保全	—	—
		埋蔵文化財包蔵地が存在する箇所については、工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。	

注)◎印:他の計画案に比べ大いに優れています。—印:他の計画案と同じ又はほとんど差がありません。

△印:他の計画案に比べ劣っています。 (+)印:他の計画案と比べ優れるものの有意な差ではありません。

予測・評価項目、 環境配慮目標		環境配慮目標の達成の程度	
		標準区間	
史跡・ 文化財	歴史的・文化的遺産が存在するところでは開発に当たって適切に保全	埋蔵文化財包蔵地が存在する箇所については、工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。	